

第1回恵庭まちづくり懇談会の開催について

- 日 時：平成22年6月3日（木）午後2時00分～
- 会 場：恵庭市役所 301・302会議室（3階）
- 出席委員：荒関委員、稲垣委員、横山委員、五十嵐委員（懇談会より参加）
- 恵庭市側：市長、副市長、企画振興部長、企画調整課

<市内視察 14:00～16:30>

西島松北交流公園・恵み野駅・優良田園住宅・道と川の駅・恵庭駅

<懇談会 16:40～17:30 進行：企画振興部長>

- 1) 委嘱状交付 ～4名へ交付
- 2) 市長挨拶
- 3) 自己紹介
- 4) テーマ
 - ① 座長について ～ 横山委員に決定
 - ② 恵庭のまち紹介 ～ 原田市長よりまちの紹介、DVD視聴
 - ③ 今後の進め方 ～ 次回以降の会議は、座長と事務局で調整
懇談会は2ヶ月に一度のペースで実施予定

恵庭まちづくり懇談会構成員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	職 名	備 考
荒 関 岩 雄	日本データサービス(株) 技術顧問	
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会 専務理事	
稲 垣 利 彰	北海道銀行 地域振興・公務部 参与	
横 山 純 一	北海学園大学 法学部 教授	

恵庭まちづくり懇談会の開催について

平成22年5月21日

市長決裁

1 趣旨

私たちの住むこの“えにわ”は、多くの可能性や様々な魅力に満ち溢れている。私たちは、次代を担う子供たちに健全で郷里としての誇りを持てる「夢生む “えにわ”」を引き継いで行く責務がある。このため、まちづくりの将来像に関する幅広い見地からの意見を
得るため、恵庭まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 懇談会は、有識者により構成し、市長が開催する。
- (2) 懇談会の座長は、互選により決定する。
- (3) 懇談会は、市長及び副市長が出席するほか、必要に応じ、関係部長その他関係者の出席を求めることができる。

3 その他

- (1) 懇談会の庶務は、企画振興部企画調整課において処理する。
- (2) この決裁に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

恵庭まちづくり懇談会開催要領

平成22年5月21日

市長決裁

(趣旨)

第1条 市長が開催する恵庭まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）は、「恵庭まちづくり懇談会の開催について（平成22年5月21日市長決裁）」に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、恵庭市のまちづくりの将来像について意見交換を行う。

(組織)

第3条 懇談会の構成員は、5名程度とする。

2 構成員は、恵庭市企画専門委員設置規則（昭和59年規則第1号）に規定する専門委員の中から市長が任命する。

3 特別の事項を検討するため必要があるときは、懇談会に臨時構成員を置くことができる。

(構成員)

第4条 構成員の任期は、2年とする。

2 構成員は、再任を妨げない。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、構成員の互選により定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 座長に事故があるときは、座長のあらかじめ指定する構成員がその職務を行う。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付則

この要領は、平成22年5月21日から施行する。